

和 泉 市 長 あて

簡易専用水道設置者等
住所

氏名

簡易専用水道（休・廃）止届

和泉市簡易専用水道管理運営指導要綱第 3 条第 3 項の規定により、簡易専用水道の（休・廃）止を次のとおり届けます。

簡易専用水道を設置した 建 築 物 の 名 称	
同 上 所 在 地	
（休・廃）止年月日	
（休・廃）止の理由	

注：（休・廃）止は該当しない方を＝で抹消する。